

感染症予防事業費負担金交付要綱

平成31年4月1日

保政第1064号

(趣旨)

第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、感染症予防事業を行う市町村（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の政令で定める市を除く。）に対し、予算の範囲内において負担金を交付するものとする。

2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(負担金対象及び算定方法)

第2条 負担金の対象となる事業は、法第57条の規定により市町村が行う支弁事業とする。

2 負担金の算定方法については、次に定めるところによる。

(1) 別表第1の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

3 前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定された特定地方公共団体の当該激甚災害に係る経費については、同項中「3分の2」とあるのは「10分の10」と読み替えて算出するものとする。

(交付の条件)

第3条 この負担金の交付の決定には次の条件が付されるものである。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(申請手続)

第4条 負担金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により感染症予防事業費

負担金交付申請書（様式第1号）を、知事が別に指定する日までに知事あてに提出しなければならない。

（交付決定通知書の様式）

第5条 交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（変更申請手続）

第6条 この負担金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合には、第4条に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

（状況報告）

第7条 負担事業等の遂行の状況について、市町村長は、知事の要求があったときは、当該要求に係る事項を書面で知事あてに報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 この負担金の事業実績報告は事業完了後2か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第3号による報告書を知事あてに提出して行うものとする。（第3条の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内）ただし、交付決定の時期により、左記に定めた期日までに当該報告書の提出が難しい場合はこの限りではない。

（書類の整備等）

第9条 負担事業を実施した市町村長は、負担事業に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の規定する帳簿及び証拠書類は、当該負担の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（財産の処分等の制限）

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

| 1 区分 | 2 種目 | 3 基準額 | 4 対象経費 |
|-------------------|----------------------------------|---|--|
| 市 町 村 支 弁 分 | 1 感染症の病原体に汚染された場所及び物件の消毒方法に要する経費 | (1) 特殊勤務手当 290 円×特殊勤務従事者延べ日数(特殊勤務とは感染症法第6条2項、3項、7項、8項及び9項に定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、または当該病菌に汚染された物件若しくは疑いのある物件の処理作業に従事することをいう。) (2) 消毒方法に要する経費適正な実支出額 | 感染症法第27条第2項及び第29条第2項(第50条第1項を含む)の規定に基づいて行う消毒に必要な手当、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費 |
| | 2 ねずみ族、昆虫等の駆除に要する経費 | 適正な実支出額 | 感染症法第28条第2項(第50条第1項を含む)の規定に基づいて行う市町村のねずみ族、昆虫等の駆除に必要な賃金、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費 |

| | | | |
|--|------------------------------|----------------|--|
| | <p>3 生活の用に供される水の供給に要する経費</p> | <p>適正な実支出額</p> | <p>感染症法第31条第2項(第50条第1項を含む)の規定に基づいて行う生活の用に供される水の供給に必要な賃金、報償費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、広告料手数料)、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費</p> |
|--|------------------------------|----------------|--|